

市川市貨物運送事業者燃料費高騰対策支援金給付事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、臨時的な給付措置として貨物運送事業者燃料費高騰対策支援金を給付する事業を実施することにより、燃料費の高騰の影響を受けた貨物運送事業者の経済的負担を軽減し、その事業継続を支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 貨物運送事業者燃料費高騰対策支援金 前条の目的を達するために、本市が贈与する給付金をいう。
- (2) 貨物運送事業者 関東運輸局千葉運輸支局において、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号。以下「法」という。）に基づき一般貨物自動車運送事業若しくは特定貨物自動車運送事業に必要な許可若しくは認可を受け、又は法に基づき貨物軽自動車運送事業に必要な届出を行った者で、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 資本金の額若しくは出資の総額が3億円以下の法人
 - イ 常時使用する従業員の数が300人以下の法人又は個人
- (3) 一般貨物自動車運送事業 法第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業をいう。
- (4) 特定貨物自動車運送事業 法第2条第3項に規定する特定貨物自動車運送事業をいう。
- (5) 貨物軽自動車運送事業 法第2条第4項に規定する貨物軽自動車運送事業をいう。
- (6) 事業用自動車 貨物運送事業者がガソリン等の化石燃料を使用してその事業の用に供する自動車をいう。

(給付対象者)

第3条 貨物運送事業者燃料費高騰対策支援金の給付の対象となる者（以下

「給付対象者」という。)は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 令和5年10月31日時点において、市内に営業所を有する貨物運送事業者であること。
 - (2) 令和5年9月30日までに、法に基づき一般貨物自動車運送事業若しくは特定貨物自動車運送事業に必要な許可若しくは認可を受け、又は法に基づき貨物軽自動車運送事業に必要な届出を行い、当該事業を営んでいること。
 - (3) 燃料費の高騰の影響を受け、事業継続への負担が生じた者であること。
 - (4) 令和5年4月1日から同年9月30日までに使用した自ら走行する事業用自動車に次に掲げる要件のいずれかに該当すること。
 - ア 自動車検査証に記載された使用者の氏名又は名称が貨物運送事業者燃料費高騰対策支援金の給付を受けようとする者と同一であって、登録年月日が令和5年9月30日以前であり、かつ、使用の本拠の位置が市内であること。
 - イ 軽自動車届出済証に記載された使用者の氏名又は名称が貨物運送事業者燃料費高騰対策支援金の給付を受けようとする者と同一であって、届出の日が令和5年9月30日以前であり、かつ、使用の本拠の位置が市内であること。
 - (5) 貨物運送事業者燃料費高騰対策支援金の給付を受けた後も、引き続き市内で事業を継続する意思があること。
 - (6) 納期限が到来した市税（市外に本店を有する事業者又は市外に住所がある個人にあつては、当該本店又は住所がある市区町村の市区町村税）を完納している者であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、給付対象者としなない。
- (1) 本市が実施する市川市障害福祉サービス事業所等原油価格・物価高騰対策支援金給付事業実施要綱（令和5年6月30日施行）に基づく市川市障害福祉サービス事業所等原油価格・物価高騰対策支援金、市川市介護サー

ビス事業所原油価格・物価高騰対策支援金給付事業実施要綱（令和５年６月３０日施行）に基づく市川市介護サービス事業所原油価格・物価高騰対策支援金又は市川市公共交通事業者原油価格高騰対策支援金給付事業実施要綱（令和５年６月３０日施行）に基づく公共交通事業者原油価格高騰対策支援金の給付対象となる者

- (2) 法人税法（昭和４０年法律第３４号）第２条第５号に規定する公共法人
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第５項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第６項に規定する店舗型性風俗特殊営業に係る同条第１３項に規定する接客業務受託営業を行う者
- (4) 宗教上の組織又は団体
- (5) 政治団体
- (6) 市川市暴力団排除条例（平成２４年条例第１２号）第２条第１号に規定する暴力団、同条第３号に規定する暴力団員等（次号において「暴力団員等」という。）又は同条例第９条第１項に規定する暴力団密接関係者（同号において「暴力団密接関係者」という。）
- (7) 法人であって、その役員のうち暴力団員等又は暴力団密接関係者があるもの
- (8) 破産法（平成１６年法律第７５号）の規定による破産手続開始の決定を受けた者
- (9) 既に貨物運送事業者燃料費高騰対策支援金の給付を受けた者（第９条第１項の規定により貨物運送事業者燃料費高騰対策支援金を給付する旨の決定を受けた者を含む。）
- (10) その他市長が適当でないと認める者
（貨物運送事業者燃料費高騰対策支援金の給付）

第４条 本市は、給付対象者に対し、この要綱の定めるところにより、貨物運送事業者燃料費高騰対策支援金を給付する。

（貨物運送事業者燃料費高騰対策支援金の額）

第5条 貨物運送事業者燃料費高騰対策支援金の額は、別表に定める額とする。

(申請受付開始日及び申請期限)

第6条 貨物運送事業者燃料費高騰対策支援金の申請受付開始日は、令和5年12月20日とする。

2 貨物運送事業者燃料費高騰対策支援金の申請期限は、市長がやむを得ない事由があると認める場合を除き、令和6年2月15日とする。

(申請及び給付の手続)

第7条 貨物運送事業者燃料費高騰対策支援金の給付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、貨物運送事業者燃料費高騰対策支援金申請書兼請求書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 誓約書・同意書(様式第2号)

(2) その他市長が必要と認める書類

2 貨物運送事業者燃料費高騰対策支援金の申請及び給付は、次の各号のいずれかの方式により行うものとする。ただし、申請者が金融機関に口座を開設していないときその他次に掲げる方式による給付が困難であるときは、市長が適当と認める方式により行うことができる。

(1) 郵送申請方式(申請者が申請書を郵送により本市に提出し、本市が申請者の指定する金融機関の口座に振り込む方式をいう。)

(2) 電子申請方式(申請者が電子情報処理組織を使用して申請を行い、本市が申請者の指定する金融機関の口座に振り込む方式をいう。)

(代理による申請)

第8条 前条第1項の規定による申請は、代理人により行うことができる。

2 前項の規定により代理人による申請を行う場合は、貨物運送事業者燃料費高騰対策支援金の申請及び請求を代理人に委任する旨を記載した委任状を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の規定により代理人による申請があったときは、当該代理人に本人確認書類の写し等を提出させること等により当該代理人が本人であ

ることを確認するものとする。

(給付の決定)

第9条 市長は、前2条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、貨物運送事業者燃料費高騰対策支援金の給付の可否を決定し、貨物運送事業者燃料費高騰対策支援金給付可否決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査に当たり必要と認めるときは、前2条の規定による申請に係る関係書類の提出を求め、又は現地調査等を行うものとする。

(周知)

第10条 市長は、貨物運送事業者燃料費高騰対策支援金を給付する事業の実施に当たり、給付対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、本市のウェブサイトへの掲載その他の方法により、市内の貨物運送事業者に対し周知を行うものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第11条 第6条第2項に規定する申請期限までに貨物運送事業者燃料費高騰対策支援金の申請を行わなかった給付対象者については、市長がやむを得ない事由があると認める場合を除き、当該給付対象者が貨物運送事業者燃料費高騰対策支援金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 第9条第1項の規定により貨物運送事業者燃料費高騰対策支援金を給付する旨の決定をした後、申請書等の不備により貨物運送事業者燃料費高騰対策支援金の振込みができない場合等において、本市が貨物運送事業者燃料費高騰対策支援金を給付できるようにするため申請者等への確認等に努めたにもかかわらず、申請書等の補正が行われなかったことその他給付対象者の責に帰すべき事由により、令和6年5月31日までに貨物運送事業者燃料費高騰対策支援金の給付ができなかったときは、貨物運送事業者燃料費高騰対策支援金の申請は、取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第12条 市長は、貨物運送事業者燃料費高騰対策支援金の給付を受けた後に

給付対象者の要件に該当しないことが判明した者又は偽りその他不正の手段により貨物運送事業者燃料費高騰対策支援金の給付を受けた者に対し、給付した貨物運送事業者燃料費高騰対策支援金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

- 2 前項の規定による返還請求は、貨物運送事業者燃料費高騰対策支援金返還請求書（様式第4号）により行うものとする。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第13条 貨物運送事業者燃料費高騰対策支援金の給付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和5年3月7日から施行する。

（この要綱の失効等）

- 2 この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。
- 3 前項の規定にかかわらず、第12条の規定は、令和6年5月31日後も、なおその効力を有する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和5年8月1日から施行する。ただし、第11条の改正規定並びに附則第2項及び第3項の改正規定は、同年6月30日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第3条、第6条、別表並びに様式第1号及び様式第2号の規定は、令和5年8月1日以後の申請に係る貨物運送事業者燃料費高騰対策支援金について適用し、同日前の申請に係る貨物運送事業者燃料費高騰対策支援金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年12月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条第1項、第6条及び第11条第2項、別表並びに様式第1号及び様式第2号の規定は、令和5年12月20日以後の申請に係る貨物運送事業者燃料費高騰対策支援金について適用し、同日前の申請に係る貨物運送事業者燃料費高騰対策支援金については、なお従前の例による。

別表（第5条関係）

貨物運送事業者燃料費高騰対策支援金の額は、一の給付対象者につき、次の表の左欄に掲げる事業用自動車の区分ごとに、給付対象車両（第3条第1項第4号に掲げる要件を満たす事業用自動車をいう。）の台数に同表の右欄に定める給付額を乗じて得た額を合計した額とする。ただし、200万円を限度とする。

事業用自動車	給付額
一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業に係る事業用自動車	1台当たり3万2千円
貨物軽自動車運送事業に係る事業用自動車	1台当たり8千円

備考 令和5年4月1日から同年9月30日までの間に事業用自動車の入替えを行った場合は、当該入替え後の事業用自動車を入替え前の事業用自動車とみなす。